

公調委令和5年（ゲ）第1号 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による  
財産被害等原因裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らが東京都日野市〇〇（以下「申請人宅敷地」という。）に所有する自宅における住環境の悪化、自宅建物及び敷地の損傷並びに申請人 a の健康被害は、被申請人 b らが申請人宅敷地の隣地に共同所有する建物に入居し、その設備を利用して被申請人 c が営業する飲食店からの臭気や油分等を含む排気の原因とする悪臭、大気汚染及び当該排気の逆流循環によるものである。

2 被申請人ら

申請人らの申請をいずれも却下又は棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人 c が経営する飲食店からの排気により生ずる悪臭、大気汚染及び排気の吹きつけによる逆流循環によって、健康被害、住環境の悪化及び自宅の損傷が生じたと主張して、被申請人 c 及び飲食店のあるビルを共同所有する被申請人 b らを相手方とし、上記被害の原因が飲食店からの排気によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び手続の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 申請人らは夫婦であり、昭和58年3月16日に申請人宅敷地に2階建て居宅（以下「申請人宅」という。）を新築の上、共同で所有し、同所に居住していたが、令和元年10月に肩書地に転居した。

イ 被申請人bらは、昭和60年2月27日に申請人宅敷地の西側に隣接する土地及び同土地上の3階建て共同住宅店舗（以下「被申請人ビル」という。）を共同で購入し、所有している。

ウ 被申請人cは、被申請人ビル1階の店舗部分を賃借し、平成28年5月1日から飲食店（以下「被申請人店舗」という。）を経営している。

(2) 申請人宅及び被申請人店舗の状況

ア 申請人宅の東側及び南側は住宅が隣接し、被申請人ビルの南側は店舗が隣接し、申請人宅及び被申請人ビルの北側は市道を挟んで住宅が建ち並んでいる。（甲1、甲4、職4）

イ 申請人宅は、北側に玄関、南側に庭があり、庭に物干し台が置かれている。申請人宅敷地は、四方を塀で囲われており、西側の被申請人ビル敷地との境界には、被申請人bらが所有する高さ約120cmの塀が設置されている。（甲2、甲4、職4）

ウ 被申請人店舗は、西側（申請人宅と反対側）に正面出入口があり、東側（申請人宅側）はいわゆるバックヤードである。被申請人店舗内の設備等の配置状況は別紙図面のとおりであり、トイレの換気扇（別紙図面①）、カウンター奥の換気扇（別紙図面②）、湯沸器の排気筒（別紙図面③）、<sup>ちゅう</sup>厨房奥の換気扇（別紙図面④）及びホールの換気扇（別紙図面⑤）があり、カウンター奥の換気扇の下にはガス台、厨房奥の換気扇の下にはガスコンロが設置されている。（職4）

エ 被申請人店舗の換気設備の排出口は、ホールの換気扇を除き全て東側（申請人宅側）に向けられ、敷地境界の塀よりも高い位置にある。敷地境

界からの距離は、トイレの換気扇は約 2 5 5 c m、カウンター奥の換気扇は約 2 4 5 c m、湯沸器の排気筒は約 4 5 c m、厨房奥の換気扇は約 5 5 c m である。敷地境界から申請人宅の壁までの距離は約 7 5 c m である。

(甲 4、職 4)

## 2 当事者の主張の要旨

### (1) 申請人ら

被申請人 c は、被申請人店舗でラーメン店の営業を開始し、平成 2 8 年 5 月以降、午前 7 時から翌日午前 2 時までの間、トイレの換気扇、カウンター奥の換気扇、湯沸器の排気筒及び厨房奥の換気扇から油分、塵<sup>ちり</sup>等を含む排気を申請人宅側に排出し、悪臭及び大気汚染を生じさせている。

被申請人 b らは、被申請人ビルの所有者として、被申請人店舗からの排気について適切な管理や対策を怠り、被申請人 c と共同して悪臭及び大気汚染を生じさせている。

被申請人店舗からの排気が申請人宅側へ吹き付けると、南側又は北側から吹く自然風と相まって申請人宅敷地内で逆流循環を起こし、申請人宅敷地及び住宅内に排気が充満する。その結果、申請人宅は、自然換気ができず住環境が劣悪化して居住できない状態となり、申請人 a は、頭痛、吐き気、胸部不快感及び不眠といった健康被害を被った上、排気の逆流循環によって、申請人宅の外壁、塀、物干し台等の構造物が損傷し、敷地内の地面が削れ、草木が枯れるといった被害が生じた。

### (2) 被申請人ら

被申請人 c は、被申請人店舗から規制を超える悪臭を発生させていないし、換気扇等の排出口についたてを設置するなどの対策も講じており、周囲に被害を生じさせるような営業はしておらず、公害は発生していない。

## 第 3 当裁定委員会の判断

### 1 認定事実

前提事実及び掲記の証拠並びに手続の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 規制基準

申請人宅及び被申請人店舗が所在する地域は、第二種中高層住居専用地域であり、悪臭防止法3条の規制地域に該当し、同法4条2項及び「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」（日野市告示第74号）に基づき、臭気指数により敷地境界における規制基準並びに事業場の排出口における規制基準が定められている。申請人宅及び被申請人店舗が所在する地域（第一種区域）に適用される敷地境界における規制基準は、臭気指数10である。

(2) 事実経過

ア 被申請人ビル1階の店舗部分には、昭和55年頃にスナックが入り、昭和60年頃に定食屋に替わり、その後ラーメン屋が入って、平成26年頃まで営業していた。

イ 被申請人cは、平成28年5月1日から、被申請人店舗内で醤油ラーメン、餃子、からあげ等を調理して提供する形での営業を開始した。定休日は毎週水曜日、営業時間は午前11時から午後9時までであり、仕込み作業を含む作業時間は、おおむね午前9時頃から午後11時頃までであった。

（職1、職4）

ウ 申請人aは、被申請人店舗から悪臭及び大気汚染が発生しているとして、平成28年5月に被申請人cに苦情を申し立て、同年6月21日に日野市役所に相談をした。（職3）

エ 日野市役所職員は、平成28年6月23日、申請人宅敷地西側（被申請人店舗側）の敷地境界付近で、トイレの換気扇及びカウンター奥の換気扇からの臭気を確認したが、ほとんど気にならなかった上、被申請人ビルを含む近隣の住民から苦情は出ていなかったため、そのまま対応を終えた。

（職3）

オ 日野市役所職員は、平成28年6月24日、申請人aの要望により、申請人宅敷地西側の敷地境界付近で、厨房奥の換気扇からの臭気を確認し、気にならない状態であったものの、厨房奥の換気扇は申請人宅に最も近く、排気が申請人宅内に入り続けると申請人らにとって支障となる可能性もあるとして、同月28日、被申請人cに対し、厨房奥の換気扇についてダクトの位置を変えることを提案した。被申請人cは、今は予算的に難しいとして応じなかった。日野市役所職員は、同月30日、申請人aに対し、被申請人cの回答に加え、市としてこれ以上の介入はしないこと、必要であれば話し合いの場を設けることを伝えて、対応を終えた。（職3）

カ 被申請人dは、平成28年8月までに、申請人らからの苦情を受けて、敷地境界付近で、カウンター奥の換気扇、湯沸器の排気筒及び厨房奥の換気扇の正面3か所に、トタン板のついたてを設置した。ついたては、被申請人ビルの2階に到達する程度の高さがあり、申請人宅敷地から見た場合、換気扇及び排気筒は見え、各換気設備からの直接の吹きつけが遮られる状態となった。（甲4、職2、職4）

キ 被申請人cは、申請人らからの苦情により、平成28年8月以降、厨房奥の換気扇の使用を止めた。（職1、職4）

ク 厨房奥の換気扇の正面に設置されたついたては、平成29年4月に撤去された。（手続の全趣旨）

ケ 申請人らは、令和元年10月、被申請人店舗からの悪臭及び大気汚染を理由に肩書地に転居し、その後は、おおむね1日1回、数分から数時間程度、申請人宅を訪れている。（職2）

コ 被申請人cは、令和元年11月頃、妻の入院治療のため、店舗内での営業を止め、令和3年5月頃まで、客からの注文を受けて、被申請人店舗内でチャーシュー丼やからあげ丼などの弁当を調理し、宅配する形で営業をしていた。（職1、職4）

サ 被申請人cは、令和3年5月頃以降は、キッチンカーによる移動販売に切り替えて営業を続けている。販売するメニューは、からあげ丼、チャーシュー丼、麺類等であり、被申請人店舗内では、野菜を切り、炊飯し、湯を沸かし、チャーシュー用の肉を茹でるといった仕込み作業を行い、移動先のキッチンカー内で調理し、提供している。被申請人cは、通常、午前8時頃から午前11時頃まで仕込み作業を行い、午後3時頃に営業を終えて被申請人店舗に戻り、午後7時頃まで翌日の営業のための仕込み作業を行っている。（職1、職4）

(3) 裁定委員による現地調査

ア 裁定委員上家と子及び公害等調整委員会事務局は、令和5年10月3日、申請人ら、被申請人b、被申請人c及び日野市役所職員の立会いの下、被申請人店舗及び申請人宅の状況を調査した（以下、「本件調査」という。）。（職4）

イ 本件調査においては、申請人らが最も汚れが付着していると説明した申請人宅の階段及び2階寝室の壁の汚れを触って確認したが、指先が黒くなりはしたものの、油汚れを認識することはできなかった。さらに、カウンター奥の換気扇及び湯沸器の排気筒に設置されていたトタン板のついたてについて、被申請人店舗側の面を触って確認したが、べたつきや油汚れを認識することはできなかった。また、被申請人cがカウンター奥の換気扇下のガス台において、鍋に水と昆布を入れてスープの仕込み作業を再現している間、同換気扇及び湯沸器の排気筒を稼働させ、被申請人店舗内での臭気を確認したが、臭気は確認できなかった。また、同じ時間帯に、申請人らが普段最も臭気を強く感じると説明した位置（申請人宅敷地西側の敷地境界付近）において、申請人ら立会いの下、被申請人店舗からの臭気を確認したが、臭気は確認できなかった。なお、本件調査時、被申請人店舗のトイレの換気扇及び厨房奥の換気扇は故障の

ため稼働しなかった。（職４）

## 2 本件申請の適法性について

(1) 公害等調整委員会の裁定制度を利用するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提となる（公害紛争処理法（昭和４５年法律第１０８号。以下「法」という。）４２条の２第１項）。しかるところ、法２条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（平成５年法律第９１号）第２条第３項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法２条３項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染（中略）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定めている。そこで、本件裁定申請が、上記の要件を満たすかについて検討する。

### (2) 検討

ア 被申請人店舗内の各換気設備の位置関係（前提事実(2)ウ）によれば、調理時の臭気が最も強く排出され得るのはカウンター奥の換気扇、湯沸器の排気筒又は厨房奥の換気扇であり、これらの換気設備の設置方向及び申請人宅との距離（前提事実(2)ウ及びエ）並びに近隣住居の位置関係（前提事実(2)ア）によれば、被申請人店舗の周辺で被申請人店舗からの臭気等を含む排気が最も強く到達し得るのは、申請人宅と考えられる。

被申請人cは、平成２８年５月１日から令和元年１１月頃までの間、被申請人店舗内でラーメン等の調理や提供をしていたが、当時提供されていたのは、醤油ラーメン、餃子、からあげ等のごく一般的なメニューであり（認定事実(2)イ及びコ）、日野市役所職員が、平成２８年６月２３日及び同月２４日、申請人宅敷地西側の敷地境界付近で、トイレの換気扇、カウンター奥の換気扇及び厨房奥の換気扇からの臭気を確認した結果、いずれも気にならない程度であったこと（認定事実(2)エ及びオ）、

さらに、同年8月までに、カウンター奥の換気扇、湯沸器の排気筒及び厨房奥の換気扇の前についたてが設置され、各換気設備からの直接の吹きつけが遮られる状態となったこと（認定事実(2)カ）、申請人らを除いて近隣住民から苦情があったこともうかがわれないことからすれば、当時の被申請人店舗からの臭気等を含む排気は、申請人宅との敷地境界において、悪臭防止法に基づく規制基準を超える程度のものであったとは認められず、同様に、申請人宅敷地内において、健康被害や日常生活上の支障を生じさせる程度の大気の汚染を生じさせていたとも認められない。

また、被申請人cは、令和元年11月頃から店舗内営業を止めて弁当宅配業を始め、令和3年5月頃からキッチンカーによる移動販売業に切り替えており、弁当宅配業の営業形態（認定事実(2)コ）及び移動販売業の営業形態（認定事実(2)サ）によれば、店舗内営業時よりも、臭気等を含む排気の発生頻度及び程度はさらに弱まったと考えられる。本件調査の結果、申請人宅内で油汚れを認識することはできず、敷地境界付近のついたての被申請人店舗側にべたつきや油汚れを認識することはできなかったこと（認定事実(3)イ）も勘案すれば、店舗内営業を止めた後の臭気等を含む排気についても、申請人宅との敷地境界において、悪臭防止法に基づく規制基準を超える程度のものであったとは認められず、同様に、健康被害や日常生活上支障を生じさせる程度の大気の汚染を生じさせていたとも認められない。

さらに、申請人らは、自宅の建物、敷地、草木などに被害が及んでいることを細々と主張するが、本件調査において、被申請人店舗の換気設備からの排気の影響をより強く受けるべき被申請人ビル及びその敷地には同様の変化は認められないのみならず、既に述べた被申請人店舗からの排気の態様に鑑みると、申請人らが建物や敷地等に生じたと主張する損



傷が、被申請人店舗からの排気の吹きつけによって生じたとは認め難い。

イ 以上のおり、被申請人店舗からの排気は、最も強く影響を受ける位置にある申請人宅敷地においても、健康被害及び日常生活上の支障あるいは建物等の損傷を生じさせる程度のもので到達しているとは認められず、より離れた周辺の住居へも到達していないことは明らかであって、相当範囲にわたる被害を生じさせるものではない。

したがって、本件裁定申請は、法42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、審問を経ないで却下の決定をするのが相当である。

### 3 結論

よって、法42条の33において準用する法42条の13第1項の規定に基づき、申請人らの本件裁定申請をいずれも却下することとして、主文のおり決定する。

令和6年3月26日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 上 家 和 子

裁定委員野中智子は差し支えのため署名押印できない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※決定文中の別紙は省略